

別表 利用調整基準

- 1 保育施設等の利用を希望する児童及び当該児童が属する世帯の状況が次のいずれかに該当し、かつ市長が必要と認めた場合には、次の各号上位から保育施設等の優先利用を可能とする。
  - (1) 虐待やDVのおそれがあり、社会的養護が必要な場合
  - (2) 保育施設等の分園を利用する児童の年齢が分園の受入対象年齢の上限を超え、同一保育施設等の本園に転園する場合
  - (3) 地域型保育事業を卒園する児童が連携施設の利用を希望する場合
  - (4) 保育施設等を利用する児童が他市町村へ転出し、引き続き同一保育施設等の委託申込があった場合で、保育を必要とする事由に変更がない場合
  - (5) 利用している保育施設等の事由により、継続して当該保育施設等を利用することができなくなった場合
  - (6) 医療的ケアの実施が内定している場合
  - (7) その他上記に類しかつ福祉事務所長が必要と認めた場合

2 上記1に該当しない場合は、基準点数及び調整点数の合計点数の高い世帯に属する児童から優先順位を設定し、当該優先順位の高い児童から、利用を希望する順番に保育施設等を割り当てる。

(1) 基準点数

ア 父母の保育を必要とする事由に応じて基本点数を設定する。

イ 父母それぞれの基本点数の合算を基準点数とする。

ウ 父母がいない場合は、その他の保護者（以下「養育者」という。）で基本点数を設定する。

保育を必要とする事由	父母（又は養育者）の状況		基本点数
就労	居宅外労働	月 140 時間以上の就労	8
		月 120 時間以上 140 時間未満の就労	7
		月 100 時間以上 120 時間未満の就労	6
		月 64 時間以上 100 時間未満の就労	5
		農業経営者	7
		農業協力者	5
	居宅内労働（雇用主が親族である場合を除く。）	月 120 時間以上の就労	7
		月 64 時間以上 120 時間未満の就労	5
居宅内労働（雇用主が親族である場合に限る。）	月 120 時間以上の就労	6	
	月 64 時間以上 120 時間未満の就労	4	
出産	出産の前後である		8
疾病・障がい	疾病・けが等	1 か月以上の入院	10
		1 か月以上の常時臥床又は安静を要すると医師が診断した場合	9
		上記以外で疾病等により保育が困難と医師が診断した場合	8
	障がい	身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、愛護手帳 A 又は療育手帳 A	7
		身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 2 級、愛護手帳 B 又は療育手帳 B	5
		身体障害者手帳 4 級以下、精神障害者保健福祉手帳 3 級	4
介護・看護	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が必要な場合	月 140 時間以上	8
		月 120 時間以上 140 時間未満	7
		月 100 時間以上 120 時間未満	6
		月 64 時間以上 100 時間未満	5
災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧に当たっている場合		10
求職活動	主として生計を維持していた者が失業し、求職活動（起業準備を含む。）中である場合		5
	上記以外		2

就学・職業訓練	就学・職業訓練（自動車学校については1か月のみ）		5
その他	不存在	死亡、離婚、未婚、行方不明（捜索中）、拘禁中、遺棄、調停中（離婚前提）、単身赴任、その他類する理由がある場合	8
備考 ア 父母が複数の事由に該当する場合は、それぞれについて点数の高い事由を採用する。 イ 同時申込の兄弟姉妹で、点数が異なる場合は、高得点児童の点数を兄弟姉妹全員に採用する。 ウ 養育者の場合、10点を加算する。 エ 保育を必要とする事由を証明する書類に不足がある場合は、当該父又は母について求職活動中である場合と同じ基本点数とする。			

(2) 調整点数

ア 世帯、児童・兄弟姉妹、その他の状況に応じて加減点する。

イ 父母がいない場合は、養育者で基本点数を設定する。

状況	項目		点数
世帯	① ひとり親世帯		5
	② 入園希望日の前後1か月の間に、産前産後休暇又は育児休業を終了し、復職する（した）場合（父又は母が求職活動（起業準備を含む。）中である場合を除く。）	新規申請の場合のみ加点	3
			③ 多子世帯
	④ 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯		1
	⑤ 核家族世帯（祖父母等と世帯分離し同居している場合を除く。）		1
	⑥ 要介護者や障がい者（当該児童以外）と同居している場合		1
	⑦ 当該児童が障がい児		1
児童・兄弟姉妹	⑧ 兄弟姉妹が同時に申込をする場合		5
	⑨ 兄弟姉妹が同時に申込をするが、当該児童の利用日時点で父又は母が求職活動（起業準備を含む。）中である場合	いずれか加点 （転園申請の場合、⑩⑪と重複加点しない。）	3
			⑩ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第1項の規定に基づき、支援法第19条第1項第2号又は同項第3号の区分に係る認定（以下「保育認定」という。）を受けた兄弟姉妹が保育施設等を利用している場合
	⑪ 保育認定を受けた兄弟姉妹が保育施設等を利用しているが、当該児童の利用日時点で父又は母が求職活動（起業準備を含む。）中である場合		3
その他	⑫ 同居の祖父母（60歳未満）に預けることが可能（当該祖父母が求職活動（起業準備を含む。）中の場合を含む。）		△2
	⑬ 他市町村からの委託児童		△3
	⑭ 保育士資格又は幼稚園の教員免許状を有する父又は母が、市内の保育施設等に就労（育児休業を含む。）中である場合又は入園希望日の後1か月の間に就労する場合		10
備考 ア 該当項目を全て加減点する。 イ 同時申込の兄弟姉妹で、点数が異なる場合は、高得点児童の点数を兄弟姉妹全員に採用する。 ウ 養育者の場合、10点を加算する。			

- 3 上記2において合計点数が同一点数で並ぶ場合には、同一点数時の順位により優先順位を設定する。

合計点数が同一点数時の順位	
①	基準点数が高い順
②	利用者負担額算定の基礎となる市町村民税課税額の低い順
③	同一世帯に属して生計を一にする子どもが多い順
④	入所希望保育施設の希望順位が高い順